

議案第67号

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月4日 提出

境港市長 中村勝治

境港市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 境港市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年境港市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	

38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400		
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700		
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000		
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200		
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			

94	294,900	342,600						
95	295,200	343,100						
96	295,600	343,500						
97	295,800	343,700						
98	296,100	344,100						
99	296,500	344,500						
100	296,900	344,800						
101	297,100	345,100						
102	297,400	345,500						
103	297,800	345,900						
104	298,100	346,300						
105	298,300	346,800						
106	298,600	347,200						
107	299,000	347,600						
108	299,300	348,000						
109	299,500	348,500						
110	299,900	348,900						
111	300,300	349,200						
112	300,600	349,500						
113	300,800	350,000						
114	301,000							
115	301,300							
116	301,700							
117	301,900							
118	302,100							
119	302,400							
120	302,700							
121	303,100							
122	303,300							
123	303,600							
124	303,900							
125	304,200							
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 境港市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項各号中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同号ア中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同号イ中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

(境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 境港市特別職の職員の給与に関する条例(昭和36年境港市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第4条 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年境港市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第6条 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

(境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第7条 境港市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年境港市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

別表第1中「374,000」を「375,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 新給与条例第26条第2項の規定、第3条の規定による改正後の境港市特別職の職員の給与に関する条例第2条第3項の規定及び第5条の規定による改正後の境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第1項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与等の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 5 境港市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例においては、前項中「給与」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

- 6 第2条の規定の施行の日(以下この項において「一部施行日」という。)の前日において同条の規定による改正前の境港市一般職の職員の給与に関する条例第11条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているものうち、次の各号のいずれかに該当するもの(市規則で定める職員を除く。)に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の境港市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後給与条例」という。)第11条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る

家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で市規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条改正後給与条例第11条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条改正後給与条例第11条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

7 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

(参 考)

主 な 内 容

1 一般職の職員の勤勉手当及び給料表の改正（第1条関係）

(1) 勤勉手当の改正

	[現 行]		[改正後]
一般職員	100分の92.5 (112.5)	⇒	100分の97.5 (117.5)

※括弧内は、特定管理職員

(2) 給料表の改正

一般職の給料を平均0.1%引上げ

2 一般職の職員の住居手当及び勤勉手当の改正（第2条、附則第6項及び第7項関係）

(1) 住居手当の改正

	[現 行]		[改正後]
家賃額下限の引上げ	12,000円	⇒	16,000円
手当額上限の引上げ	27,000円	⇒	28,000円

手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置

(2) 勤勉手当の改正

	[改正前]		[改正後]
一般職員	100分の97.5 (117.5)	⇒	100分の95 (115)

※括弧内は、特定管理職員

3 特別職等の期末手当の改正（第3条及び第5条関係）

	[現 行]		[改正後]
12月分	100分の167.5	⇒	100分の172.5

4 特別職等の期末手当の改正（第4条及び第6条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の167.5	⇒	100分の170
12月分	100分の172.5	⇒	100分の170

5 特定任期付職員の期末手当及び給料表の改正（第7条関係）

	[改正前]		[改正後]
6月分	100分の167.5	⇒	100分の170

12月分 100分の167.5 ⇒ 100分の170

6 施行期日等

公布の日。ただし、2及び4は令和2年4月1日

1(2)は、平成31年4月1日から適用

1(1)及び3は、令和元年12月1日から適用

議案第68号

境港市税条例の一部を改正する条例制定について

境港市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月4日 提出

境港市長 中村 勝治

境港市税条例の一部を改正する条例

境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の一部を次のように改正する。
第34条の6第4項の表中

特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取市瓦町601番地	平成27年1月1日から 平成31年12月31日まで
特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ	鳥取県八頭郡八頭町 才代299番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで

」を

特定非営利活動法人 ハーモニカレッジ	鳥取県八頭郡八頭町 才代299番地	平成30年1月1日から 令和4年12月31日まで
-----------------------	----------------------	-----------------------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。
（市民税に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）第34条の6第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 個人市民税における寄附金税額控除の対象法人からの除外

個人市民税における寄附金税額控除の対象法人としている「特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会」について、境港市控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例の規定による指定期間の満了にあたり、更新手續を行わなかったことから、同協会を条例指定による控除対象法人から除外する。

2 施行期日

令和2年1月1日

【鳥取県自閉症協会の個人市民税における寄附金税額控除の対象期間】

1 条例指定による控除対象期間

平成27年1月1日から令和元年12月31日まで

2 認定NPO法人の認定による控除対象期間

平成27年12月1日から令和2年11月30日まで

議案第69号

境港市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

境港市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月4日 提出

境港市長 中 村 勝 治

境港市営住宅条例の一部を改正する条例

境港市営住宅条例（平成9年境港市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「連帯保証人1人」を「連帯保証人（連帯保証人が保証する極度額は、入居時の家賃の6月分に相当する額とする。）1人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の境港市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に提出する請書に係る連帯保証人について適用し、同日前に提出した請書に係る連帯保証人については、なお従前の例による。

(参 考)

主 な 内 容

1 入居決定者の連帯保証人が保証する極度額の設定

民法の一部を改正する法律の施行により、市営住宅の入居決定者の連帯保証人としての契約は、連帯保証人が支払の責任を負う金額の上限となる極度額を定めなければ効力を生じなくなることに伴い、連帯保証人が保証する極度額を入居時の家賃6月分に設定する。

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第70号

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月4日 提出

境港市長 中村勝治

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

境港市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年境港市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(参 考)

主 な 内 容

1 災害援護資金の貸付けを受けた者等に収入又は資産の状況に関する報告を求める規定等の整備

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払猶予又は償還免除を判断するため、必要があると認めるときには、貸付けを受けた者又はその保証人に収入又は資産の状況について、報告を求めることができる規定等を整備する。

2 施行期日

令和2年1月1日